

「水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について」  
(平成 27 年 3 月 25 日付け厚生労働省健康局水道課長通知) の修正について

平成 27 年 4 月 9 日

平成 27 年 3 月 25 日に水道行政担当部（局）長、水道事業者及び水道用水供給事業者、国設専用水道設置者並びに各登録水質検査機関の長宛に送付した「水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について」（平成 27 年 3 月 25 日付け健水発 0325 第 3 号～第 6 号厚生労働省健康局水道課長通知）別紙 1 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号）新旧対照表に誤りがありましたので下記のとおり訂正いたしました。

- ・新表の別添 4 別添方法 22 の「1 試薬」中「(4)ホウ酸溶液（5w/v%）」を「(4) ホウ酸ナトリウム溶液」に修正。